



NOEVIR HOLDINGS

第14回 定時株主総会



招集ご通知

⌚ 開催日時

2024年12月9日 (月曜日)

午前10時

🏢 開催場所

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1

当社本店

▢ 決議事項

議案 取締役13名選任の件

議決権行使について



書面の郵送又はインターネット等
により事前に議決権行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年12月6日 (金曜日)
午後5時30分まで

株式会社ノエビアホールディングス

証券コード：4928

株主各位

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
株式会社ノエビアホールディングス
代表取締役社長 大倉 俊

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上、株主総会資料をご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面の郵送又はインターネット等により議決権行使を行うことができます。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2024年12月6日（金曜日）午後5時30分まで**に、議決権行使ください。

敬具

株主総会資料



<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>



書面の郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書において議案の賛否がない場合は、議案に賛成するものとさせていただきます。



インターネット等による議決権の行使

3ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

株主総会資料のうち以下の事項につきましては、法令及び当社定款に基づき、当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

株主総会資料に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト等に掲載をさせていただきます。

株主総会資料



<https://www.noevirholdings.co.jp/ir/shareholder/index.htm>



1**日 時** 2024年12月9日（月曜日）午前10時（受付開始午前9時）**2****場 所** 神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1 当社本店**3****目的事項****報告事項**

第14期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）
 事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
 連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

議案 取締役13名選任の件

4**議決権行使について**

議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、
 インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
 また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた
 議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書用紙をご持参いただきましても、株主ではない代理人又は同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

株主総会資料は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。

以下の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名(会社名)又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」

「縦覧書類/PR情報」を選択の上、株主総会資料をご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



インターネット等による議決権行使のご案内



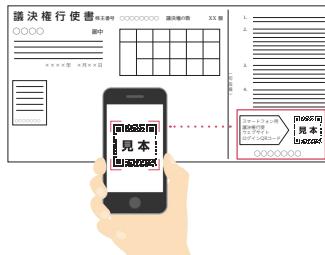
議決権行使期限

2024年12月6日(金曜日)
午後5時30分まで

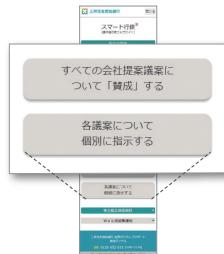
QRコードを読み取る方法（スマート行使[®]）

スマートフォンやタブレットで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様に關しましては、本株主総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等により議決権行使される場合は、次の事項をご確認ください。なお、議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金は、株主さまのご負担になります。

議決権行使コード、パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

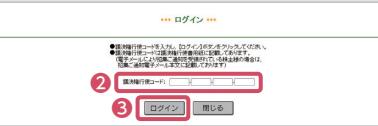


1 議決権行使専用サイトへアクセス



- 1 「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



議決権行使書用紙に記載された②「議決権行使コード」を入力し、③「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力



議決権行使書用紙に記載された④「パスワード」を入力し、⑤「ご使用になる新しいパスワード」を設定し、⑥「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って 議案に対する賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役13名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				現在の当社における地位	
1	大倉	晃	ひろし	再任	代表取締役会長	
2	大倉	俊	たかし	再任	代表取締役社長	
3	吉田一幸	よしだ いつこう	一幸	再任	常務取締役	
4	海田安夫	かいだ やすお	安夫	再任	取締役	
5	中野正隆	なかの まさたか	正隆	再任	取締役	
6	大倉健	おおくら たけし	健	再任	取締役	
7	土田亮	つちだ りょう	亮	再任 社外	独立	社外取締役
8	木南麻浦	きなみ まほ	麻浦	再任 社外	独立	社外取締役
9	阿部絵美麻	あべ えみま	絵美麻	再任 社外	独立	社外取締役
10	石光真理	いしひかり	真理	再任 社外	独立	社外取締役
11	黒田はるひ	くろだ はるひ	はるひ	再任 社外	独立	社外取締役
12	金ヶ崎絵美	かながさき えみ	絵美	再任 社外	独立	社外取締役
13	富田茉莉	とみだ まり	茉莉	再任 社外	独立	社外取締役

株主総会参考書類

候補者番号

1

おお くら ひろし
大倉 昊

(1936年8月9日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1964年 4月 ジェイ・エイチ・オークラ・エンド・コンパニーを創業
1971年 6月 (株)ジェイ・エイチ・オーカラ・エンド・コンパニーを設立
同社代表取締役社長
1978年 5月 (株)ノエビアに社名変更
同社代表取締役社長
2009年 9月 同社代表取締役会長
2011年 3月 同社代表取締役退任
当社代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

創業者として、当社グループ全体の発展に貢献しており、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

1,000,000株

候補者番号

2

おお くら たかし
大倉 俊

(1964年1月16日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1990年 9月 (株)ノエビア入社
1993年12月 同社取締役営業本部副本部長兼国際担当
1998年 2月 同社常務取締役経営企画室長兼第一営業部担当兼
第四営業部担当
2001年12月 同社代表取締役副社長
2009年 9月 同社代表取締役社長
2011年 3月 同社代表取締役退任
当社代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

当社設立時から代表取締役社長としてグループ経営に取り組み、グループ全体の業績拡大において、中心的な役割を果たしていることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

3,700,000株

〈重要な兼職〉 ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO

候補者番号

3

よし だ いっ こう
吉田一幸

(1957年6月10日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1982年1月 (株)ノエビア入社
2007年12月 同社取締役経営企画部長兼広報・IR部担当
2009年12月 同社取締役上席執行役員経営企画部長
2011年3月 同社取締役退任
当社取締役上席執行役員経営企画部長
2013年12月 当社取締役上席執行役員経営企画部長兼広報・IR部長
2014年12月 当社取締役経営企画、広報・IR部門統括責任役員
2021年9月 当社常務取締役管理部門統括責任役員
2022年12月 当社常務取締役 (現)

取締役候補者とした理由

当社において、グループ全体の管理部門を統括しており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

3,533株

候補者番号

4

かい でん やす お
海田安夫

(1955年11月4日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1978年7月 (株)ノエビア入社
1994年12月 同社取締役営業本部副本部長中部地区担当
2009年12月 同社取締役上席執行役員生産物流本部長兼情報システム部担当
2011年3月 同社代表取締役社長
当社取締役 (現)
2024年9月 (株)ノエビア代表取締役会長 (現)

〈重要な兼職〉 (株)ノエビア代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社における重要な子会社の代表取締役会長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

30,159株

株主総会参考書類

候補者番号

5

なか の まさ たか
中野 正隆

(1952年4月18日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1978年6月 (株)ノエビア入社
- 1995年10月 (株)ノブ代表取締役社長
- 2000年6月 (株)サナ代表取締役社長
- 2004年9月 常盤薬品工業(株)取締役副社長
- 2010年2月 同社代表取締役社長
- 2011年3月 当社取締役 (現)
- 2022年9月 常盤薬品工業(株)代表取締役会長
- 2023年7月 同社代表取締役会長兼社長
- 2024年9月 同社代表取締役会長 (現)

〈重要な兼職〉常盤薬品工業(株)代表取締役会長

取締役候補者とした理由

当社における重要な子会社の代表取締役会長を務めており、豊富な経験と経営全般に関する知識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

8,960株

候補者番号

6

おお くら たけし
大倉 健

(1995年7月24日生)

再任

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2020年4月 (株)三井住友銀行入行
- 2021年9月 当社入社
当社執行役員内部監査部門統括責任役員
- 2023年12月 当社取締役 (現)

取締役候補者とした理由

当社において、グループ全体の内部監査部門を統括しており、業務に関する高い見識を有していることから、取締役候補者としたものです。

■ 所有する当社の株式の数

10,000株

候補者番号

7

つち だ りょう
土田 亮

(1968年7月4日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2002年4月 東亜大学法学部助教授
2003年4月 名城大学法学部助教授
2010年1月 弁護士登録
法律事務所フロンティア・ロー入所（現）
2011年4月 大宮法科大学院大学教授
2014年4月 専修大学法学部教授
2017年11月 ユーピーアール（株）社外取締役（現）
2018年12月 当社社外監査役
2020年4月 上智大学法科大学院教授（現）
2021年12月 当社社外取締役（現）

〈重要な兼職〉 ユーピーアール（株）社外取締役
上智大学法科大学院教授

候補者番号

8

き なみ ま ほ
木南 麻浦

(1976年2月14日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2010年12月 弁護士登録
藏王法律事務所入所
2017年12月 当社社外取締役（現）
きなみ法律事務所開設（現）
2019年6月 （株）アドバネクス社外取締役
2022年6月 ソースネクスト（株）社外監査役（現）
2024年6月 （株）かわでん社外監査役（現）

〈重要な兼職〉 きなみ法律事務所代表
ソースネクスト（株）社外監査役
（株）かわでん社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士、大学教授及び他社の社外取締役等として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

1,099株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士及び他社の社外監査役として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

494株

株主総会参考書類

候補者番号

9

あべえみま
阿部 絵美麻

(1979年12月31日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2013年12月 弁護士登録
2016年8月 マックス総合法律事務所
(現宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所) 入所 (現)
2018年12月 当社社外取締役 (現)
2022年3月 B-R サーティワンアイスクリーム(株)社外取締役 (現)
2023年6月 ライフネット生命保険(株)社外取締役(監査等委員) (現)
2024年3月 (株)インターメスティック社外監査役 (現)

〈重要な兼職〉 B-R サーティワンアイスクリーム(株)社外取締役
ライフネット生命保険(株)社外取締役(監査等委員)
(株)インターメスティック社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士、他社の社外取締役及び社外監査役として、専門的な見識を有し当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

305株

候補者番号

10

いし みつ ま り
石光 真理

(1973年10月3日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2006年10月 弁護士登録
野垣法律事務所入所
2008年5月 (株)愛媛朝日テレビ番組審議委員 (現)
2009年4月 森・石光法律事務所開設
2021年4月 愛媛弁護士会副会長
2021年10月 みかん法律事務所開設 (現)
2021年12月 当社社外取締役 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

298株

候補者番号

11

くろ だ
黒田 はるひ (1987年4月16日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2011年8月 弁護士登録
2011年9月 西村あさひ法律事務所入所
2016年4月 本間合同法律事務所入所（現）
2021年12月 当社社外取締役（現）
2023年6月 (株)セゾン情報システムズ（現(株)セゾンテクノロジー）社外取締役（現）

〈重要な兼職〉(株)セゾンテクノロジー社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士及び他社の社外取締役として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

298株

候補者番号

12

かな が さき え み
金ヶ崎絵美 (1976年6月18日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2012年12月 弁護士登録
2017年4月 十条王子法律事務所開設（現）
2022年4月 日本弁護士連合会常務理事
2023年12月 当社社外取締役（現）

〈重要な兼職〉十条王子法律事務所代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけすることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

18株

株主総会参考書類

候補者番号

13

とみ　た　ま　り
富田　茉莉

(1991年6月20日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2017年12月 弁護士登録
2018年1月 シティユーワ法律事務所入所
2019年7月 (株)ワールド入社
2022年8月 城山タワー法律事務所入所（現）
2023年12月 当社社外取締役（現）

社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、専門的な見識を有し、当社取締役会にて有益な意見を述べていることから、引き続き、上記の役割を果たしていただけることが期待されるため、社外取締役として適任と判断しました。

■ 所有する当社の株式の数

92株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 土田亮氏、木南麻浦氏、阿部絵美麻氏、石光真理氏、黒田はるひ氏、金ヶ崎絵美氏及び富田茉莉氏は、社外取締役候補者であり、当社は各氏を(株)東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。各氏の選任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定であります。
土田亮氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
木南麻浦氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
阿部絵美麻氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
石光真理氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
黒田はるひ氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
金ヶ崎絵美氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
富田茉莉氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、土田亮氏、木南麻浦氏、阿部絵美麻氏、石光真理氏、黒田はるひ氏、金ヶ崎絵美氏及び富田茉莉氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。
これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社役員等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訴費用が補償されます。ただし、補償については限度額を設けており、また被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は補償対象外としております。各候補者が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となり、また本定時株主総会後に迎える当該契約の保険期間満了後も、契約を継続する予定です。
5. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ノエビアホールディングス役員持株会におけるそれぞれの持分を含んでおります。

以上

(ご参考) 議案の承認が得られた場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

スキルの位置づけ : 当社が取締役に貢献を期待する分野

氏名	経営	生産 研究開発	財務会計	法務 コンプライアンス	ESG
大倉 祐	○	○		○	○
大倉 俊	○	○	○	○	○
吉田 一幸	○	○	○	○	○
海田 安夫	○	○		○	○
中野 正隆	○	○		○	○
大倉 健	○	○	○	○	○
土田 亮	○			○	○
木南 麻浦				○	○
阿部 絵美麻				○	○
石光 真理				○	○
黒田 はるひ				○	○
金ヶ崎 絵美				○	○
富田 茉莉				○	○

事業報告 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

1 | グループの現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年10月1日～2024年9月30日）における景気の動向は、緩やかな回復の動きがみられたものの、依然として不透明な状況で推移しました。

このような環境の中、中長期的な戦略のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高63,823百万円(前期比2.0%増)、営業利益11,423百万円(同3.6%増)、経常利益11,594百万円(同2.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益7,970百万円(同3.9%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高となりました。

▶ 売上高

63,823 百万円 (前期比 2.0 %増)

▶ 営業利益

11,423 百万円 (前期比 3.6 %増)

▶ 経常利益

11,594 百万円 (前期比 2.6 %増)

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

7,970 百万円 (前期比 3.9 %増)

セグメント別の状況



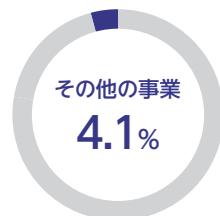
化粧品事業 売上高 **49,761百万円** セグメント利益 **12,226百万円**

化粧品事業は、売上高49,761百万円(前期比3.3%増)、セグメント利益12,226百万円(同3.0%増)となりました。



医薬・食品事業 売上高 **11,443百万円** セグメント利益 **1,230百万円**

医薬・食品事業は、売上高11,443百万円(前期比4.5%減)、セグメント利益1,230百万円(同3.8%増)となりました。



その他の事業 売上高 **2,618百万円** セグメント利益 **330百万円**

その他の事業は、売上高2,618百万円(前期比9.5%増)、セグメント利益330百万円(同26.7%増)となりました。



2 対処すべき課題

今後の景気動向は、緩やかな回復が予想されるものの、物価上昇に伴う個人消費の下押しリスク等、不透明な状況が見込まれます。

このような環境の中、当社グループの主要事業である化粧品、医薬・食品事業の市場における変化や多様化に対応するため、中長期的な戦略のテーマ「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を推し進めていくことが対処すべき課題と認識しております。

3 経営方針及び中長期的な戦略

当社グループでは、売上高、営業利益及び自己資本当期純利益率 / R O E を重要な経営指標とし、企業価値の最大化と収益性の向上を実現してまいります。

テーマ グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現

- 5つの方針 1 日本市場でのイノベーションと持続的利益創出
- 2 ブランド価値の向上
- 3 人材、組織の多様化加速
- 4 研究開発・生産・物流の多様化加速による競争力強化
- 5 変化に対応できる経営の推進

2025年9月期の連結業績予想

売上高 **640** 億円 営業利益 **115** 億円

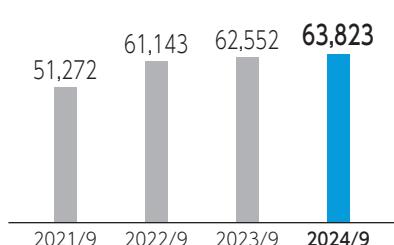
4 財産及び損益の状況

区分	2021年9月期 (2020年10月1日～ 2021年9月30日)	2022年9月期 (2021年10月1日～ 2022年9月30日)	2023年9月期 (2022年10月1日～ 2023年9月30日)	2024年9月期 当連結会計年度 (2023年10月1日～ 2024年9月30日)
売上高 (百万円)	51,272	61,143	62,552	63,823
営業利益 (百万円)	8,557	10,115	11,024	11,423
経常利益 (百万円)	8,972	10,406	11,295	11,594
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,383	7,589	7,673	7,970
営業利益率 (%)	16.7	16.5	17.6	17.9
1株当たり当期純利益 [EPS] (注1.) (円)	186.88	222.20	224.66	233.34
1株当たり配当金 (円)	210	215	220	225
自己資本当期純利益率 [ROE] (%)	12.3	14.6	14.6	15.0
総資産 (百万円)	80,448	76,781	77,246	76,471
純資産 (百万円)	52,233	52,384	53,205	53,906

(注) 1. 1株当たり当期純利益 [EPS] は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年9月期の期首から適用しております。

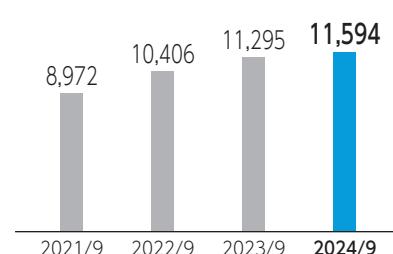
売上高 (単位：百万円)



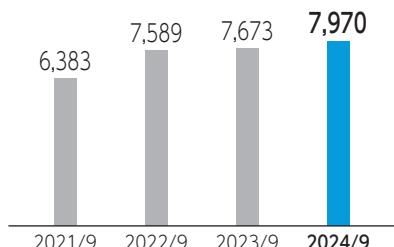
営業利益 / 営業利益率



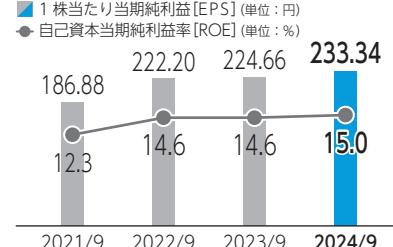
経常利益



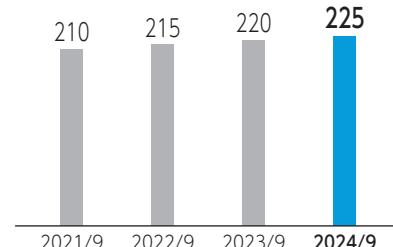
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 [EPS] / 自己資本当期純利益率 [ROE]



1株当たり配当金



事業報告

5 主要な事業内容

区分	主要な事業内容
化粧品事業	化粧品及びトイレタリーの製造販売、化粧雑貨の仕入販売
医薬・食品事業	医薬品及び食品の製造・仕入販売
その他の事業	アパレル・ボディファッショング及航空機・船舶の仕入販売、航空運送・操縦訓練事業、その他

6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ノエビア	7,319百万円	100%	化粧品の製造販売、栄養補助食品の仕入販売
常盤薬品工業株式会社	4,301百万円	100%	医薬品及び食品の製造販売、化粧品の仕入販売

(注)当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特 定 完 全 子 会 社 の 名 称	株式会社ノエビア
特 定 完 全 子 会 社 の 住 所	神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1
当 社 及 び 当 社 の 完 全 子 会 社 に お け る 特 定 完 全 子 会 社 の 株 式 の 帳 簿 価 額	40,819百万円
当 社 の 総 資 産 額	58,151百万円

7 主要な営業所及び工場等

当社

神戸本社（本店）
東京本社

神戸市中央区
東京都中央区

株式会社ノエビア

神戸本社（本店）
営業拠点
工場
研究所

神戸市中央区
仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
滋賀工場 滋賀県東近江市
グループ総合研究所 滋賀県東近江市

常盤薬品工業株式会社

神戸本社（本店）
営業拠点
工場

神戸市中央区
仙台、東京、名古屋、神戸、広島、福岡
三重工場 三重県伊賀市

8 従業員の状況

グループ従業員数	1,369名
----------	--------

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員181名（年平均）は含まれておりません。

9 資金調達の状況と主要な借入先

資金調達の状況については特記すべき事項はございません。また、主要な借入先については該当事項はございません。

10 剰余金の配当に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と考えております。よって、中長期的な事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的な配当を継続することを基本方針としております。当期の期末配当金は上記方針に則り、直近の配当予想から5円増配し、1株当たり普通配当225円といたしました。

次期の配当金は、1株当たり普通配当年間225円を予定しております。

11 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額：1,036百万円
主に、滋賀工場及び三重工場の製造設備によるものであります。

2 株式に関する事項 (2024年9月30日現在)

- 1 発行可能株式総数** 145,000,000株
- 2 発行済株式の総数** 34,156,623株
- 3 株主数** 20,619名
- 4 大株主**

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・アイ・アイ	12,382 千株	36.25 %
大倉 俊	3,700	10.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,600	7.61
大倉 畏	1,000	2.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	997	2.92
株式会社三井住友銀行	900	2.63
株式会社かんぽ生命保険	542	1.59
ノエビアホールディングス従業員持株会	365	1.07
TOA株式会社	310	0.91
住友生命保険相互会社	300	0.88

(注) 持株比率は自己株式(416株)を控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しております。

3 | 会社役員の状況

1 取締役及び監査役 (2024年9月30日現在)

地位	氏名	担当、重要な兼職の状況等
代表取締役会長	大倉 実	
代表取締役社長	大倉 俊	ノエビア ホールディング オブ アメリカ インク CEO
常務取締役	吉田 一	(株)ノエビア代表取締役会長
取締役	吉田 幸	
取締役	中野 安正	常盤薬品工業(株)代表取締役会長
取締役	中野 隆	
社外取締役	大倉 健	
社外取締役	土田 覧	ユーピー・アール(株)社外取締役、上智大学法科大学院教授、弁護士 法律事務所フロンティア・ロー所属
社外取締役	木南 麻浦	弁護士 きなみ法律事務所代表、ソースネクスト(株)社外監査役、(株)かわでん社外監査役
社外取締役	阿部 絵美	弁護士 宮益坂ザ・ファーム法律会計事務所所属、B-R サーティワンアイスクリーム(株)社外取締役、ライフネット生命保険(株)社外取締役(監査等委員)、(株)インターメスティック社外監査役
社外取締役	石光 真理	弁護士 みかん法律事務所所属
社外取締役	黒田 はるひ	弁護士 本間合同法律事務所所属、(株)セゾンテクノロジー社外取締役
社外取締役	金ヶ崎 絵美	弁護士 十条王子法律事務所代表
社外取締役	富田 茉莉	弁護士 城山タワー法律事務所所属
常勤監査役	小山 隆	
社外監査役	杉本 和也	公認会計士 税理士 杉本会計事務所代表
社外監査役	佐藤 香代	弁護士 法律事務所たいとう代表、(株)アイ・エス・ビー社外取締役(監査等委員)、(株)アドバンスト・メディア社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 監査役杉本和也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
 2. 当社は、取締役土田亮氏、同木南麻浦氏、同阿部絵美氏、同石光真理氏、同黒田はるひ氏、同金ヶ崎絵美氏及び同富田茉莉氏、監査役杉本和也氏及び同佐藤香代氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当社と社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年9月30日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	橋本 實	人事部門 統括責任役員
執行役員	羽生 光	経理部門 統括責任役員
執行役員	鮎川 和也	経営企画、広報・IR部門 統括責任役員
執行役員	田中 達之	総務法務部門 統括責任役員

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。これにより、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金と争訟費用が補償されます。ただし、補償については限度額を設けており、また被保険者が法令違反を認識して行った行為等に起因した損害は補償対象外としております。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

	報酬額	支給人員
取締役 (うち社外取締役を除く)	1,317 百万円 (1,269)	14 名 (6)
監査役 (うち社外監査役を除く)	47 (33)	3 (1)
社外役員	62	10

(注) 1. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

2. 上記には、2023年12月8日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

当社の役員報酬は、取締役においては、中長期的な戦略において「グループ各事業の持続可能な経営による節度ある成長の実現」を目指し、企業価値の最大化と収益の向上を実現するために、各事業年度における会社業績への個人の貢献を勘案した報酬とし、株主総会において承認された総額の範囲内であることとしております。決定にあたり、手続きの公正性、透明性及び客観性を確保するため、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会において審議した結果を、取締役会へ答申し、取締役会は、その意見を尊重し審議の上、報酬のあり方や金額を取締役会決議により決定することとしております。

当事業年度においては、2024年1月以降の取締役の報酬額について、2023年12月に指名・報酬諮問委員会を開催し、委員全員が出席の上、審議、同月の取締役会へ答申を行い、同取締役会において上記の方針に基づいて審議、決定いたしました。

監査役においては、適法、適正な監査の実施のため、貢献に応じた報酬としております。株主総会において承認された総額の範囲内で、各監査役の能力、監査実績などを総合的に勘案し監査役の協議にて決定することとしております。

当社の役員の報酬総額は、取締役報酬については、2018年12月7日開催の第8回定時株主総会において、年額15億円以内とすることが、監査役報酬については、2011年12月9日開催の第1回定時株主総会において、年額1億円以内とすることが、それぞれ決議されております。各決議当時の員数は、取締役は8名、監査役は3名です。

5 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	土田亮	12回／12回	—	弁護士、大学教授及び他社の社外取締役等としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	木南麻浦	12回／12回	—	弁護士及び他社の社外監査役としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	阿部絵美麻	12回／12回	—	弁護士、他社の社外取締役及び社外監査役としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	石光真理	12回／12回	—	弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	黒田はるひ	12回／12回	—	弁護士及び他社の社外取締役としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	金ヶ崎絵美	10回／10回	—	弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外取締役	富田茉莉	10回／10回	—	弁護士としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外監査役	杉本和也	12回／12回	12回／12回	公認会計士及び税理士としての経験と見識に基づき経営全般にわたり有用な助言を行っております。
社外監査役	佐藤香代	12回／12回	12回／12回	弁護士及び他社の社外取締役としての専門的見地から、経営全般にわたり有用な助言を行っております。

(注) 金ヶ崎絵美氏及び富田茉莉氏は、2023年12月8日に社外取締役へ就任した後の状況を記載しております。

4 | 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 監査役会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

連結計算書類

連結貸借対照表 2024年9月30日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	50,148
現金及び預金	29,223
受取手形及び売掛金	10,788
商品及び製品	6,307
仕掛品	112
原材料及び貯蔵品	1,672
その他	2,049
貸倒引当金	△5
固定資産	26,323
有形固定資産	19,907
建物及び構築物	4,597
機械装置及び運搬具	653
土地	13,559
リース資産	766
建設仮勘定	156
その他	174
無形固定資産	994
のれん	158
ソフトウェア	108
その他	727
投資その他の資産	5,421
投資有価証券	3,112
繰延税金資産	1,186
その他	1,141
貸倒引当金	△18
資産合計	76,471

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	9,323
支払手形及び買掛金	2,951
リース債務	86
未払金	1,939
未払法人税等	1,720
賞与引当金	97
その他	2,527
固定負債	13,241
リース債務	742
長期預り保証金	11,165
繰延税金負債	658
退職給付に係る負債	557
その他	119
負債合計	22,564
純資産の部	
株主資本	51,084
資本金	7,319
利益剰余金	43,768
自己株式	△2
その他の包括利益累計額	2,392
その他有価証券評価差額金	1,951
為替換算調整勘定	461
退職給付に係る調整累計額	△20
非支配株主持分	428
純資産合計	53,906
負債・純資産合計	76,471

連結計算書類

連結損益計算書

自 2023年10月1日 至 2024年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	63,823
売上原価	20,666
売上総利益	43,156
販売費及び一般管理費	31,733
営業利益	11,423
営業外収益	200
受取利息	50
受取配当金	26
受取賃貸料	24
保険配当金	29
受取損害賠償金	5
その他	64
営業外費用	29
為替差損	24
その他	4
経常利益	11,594
特別利益	25
固定資産売却益	25
特別損失	0
固定資産除売却損	0
税金等調整前当期純利益	11,619
法人税、住民税及び事業税	3,203
法人税等調整額	327
当期純利益	8,088
非支配株主に帰属する当期純利益	118
親会社株主に帰属する当期純利益	7,970

計算書類

貸借対照表 2024年9月30日現在

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	4,989
現金及び預金	4,654
売掛金	290
前払費用	37
その他	7
固定資産	53,162
投資その他の資産	53,162
投資有価証券	2,792
関係会社株式	49,848
関係会社長期貸付金	520
その他	0
資産合計	58,151

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	305
未払金	94
未払費用	6
未払法人税等	61
預り金	57
その他	84
固定負債	586
繰延税金負債	586
負債合計	892
純資産の部	
株主資本	55,457
資本金	7,319
資本剰余金	25,918
資本準備金	1,830
その他資本剰余金	24,088
利益剰余金	22,222
その他利益剰余金	22,222
繰越利益剰余金	22,222
自己株式	△2
評価・換算差額等	1,801
その他有価証券評価差額金	1,801
純資産合計	57,258
負債・純資産合計	58,151

計算書類

損益計算書 自 2023年10月1日 至 2024年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	9,684
一般管理費	2,899
営業利益	6,785
営業外収益	31
受取利息	3
受取配当金	20
その他	6
営業外費用	0
為替差損	0
経常利益	6,816
税引前当期純利益	6,816
法人税、住民税及び事業税	53
法人税等調整額	47
当期純利益	6,715

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年11月6日

株式会社ノエビアホールディングス
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 宏和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福岡 宏之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノエビアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書臍本

独立監査人の監査報告書

2024年11月6日

株式会社ノエビアホールディングス

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 宏和
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福岡 宏之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノエビアホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月7日

株式会社ノエビアホールディングス 監査役会

常勤監査役 小山 隆 印

社外監査役 杉本 和也 印

社外監査役 佐藤 香代 印

以 上

株主メモ

事業年度 每年10月1日から翌年9月30日まで

定時株主総会 每年12月

株主確定日 每年9月30日、3月31日

単元株式数 100株

**株主名簿管理人
及び特別口座
の口座管理機関**
〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1
三井住友信託銀行株式会社

**株主名簿管理人
事務取扱場所**
〒540-8639 大阪府中央区北浜4-5-3
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先
〒168-0063 東京都杉並区和泉2-8-4
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先)
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社で行っております。

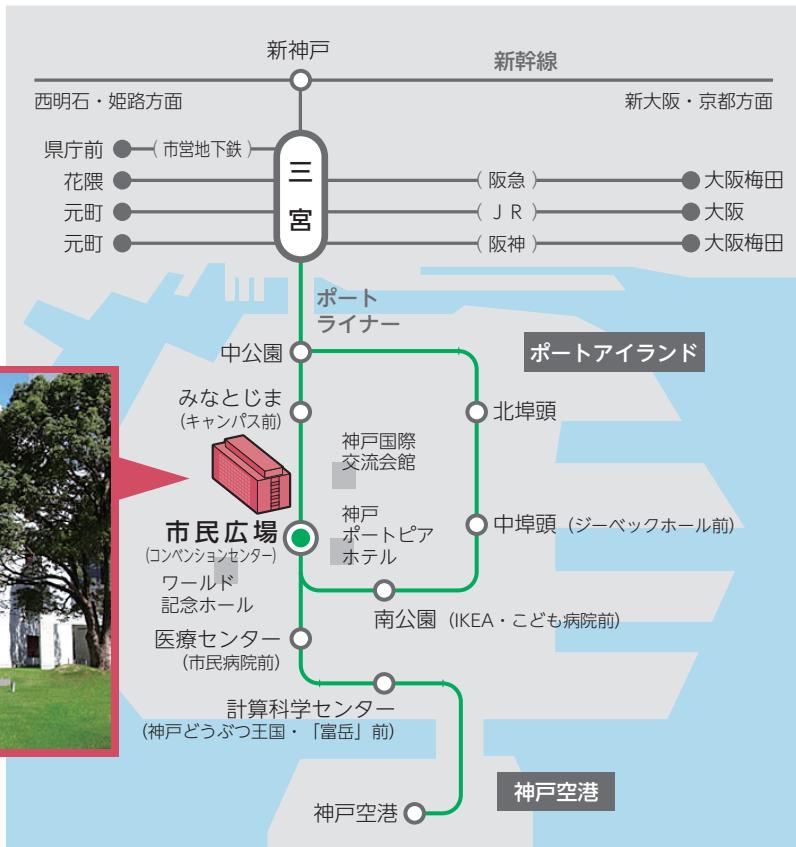
電子公告掲載のホームページアドレス <https://www.noevirholdings.co.jp/ir/announce/index.htm>

株主総会会場 ご案内図

会場

神戸市中央区港島中町六丁目13番地の1

当社本店



交通



当社は、株主総会におけるお土産配布は行っておりません。
ご了承ください。

